

## 池田市子どもの多様な居場所づくり補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、不登校児童生徒の学びの場及び居場所となっているフリースクール等の運営及び活動を支援し、事業者に対して、不登校児童生徒の社会的自立に資するため、事業所の活動のために支出する費用の一部を補助するものとし、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法(昭和22年法律第26号)第17条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。
- (2) 不登校児童生徒 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)第2条第3号に規定する者をいう。
- (3) フリースクール等 不登校児童生徒に対し、学習活動、体験活動の機会を与え、教育相談等の支援を行っている民間の施設をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となるものは、市内でフリースクール等を開設する事業者であり、かつ、次に掲げる要件を全て満たすものとする。(以下「補助対象者」という。)

- (1) 池田市内に施設又は活動拠点のある法人、団体であること。
- (2) 交付申請時点において2名以上の不登校児童生徒を受け入れていること。
- (3) 学校、教育委員会の視察に適宜応じること。
- (4) 指導者又は相談員等を2名以上有していること。
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)第2条第4項に規定する破産者でないこと。
- (6) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- (7) 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- (8) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (9) 特定の政党若しくは、政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動をする団体でないこと。
- (10) 池田市暴力団の排除に関する条例(平成23年池田市条例第20号)に規定する暴力団でない団体、暴力団員が構成員となっていない団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない団体及び個人であること。

### (補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下、「補助対象事業」という。)は、フリースクール等を開設し、その運営を行う事業のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 不登校児童生徒に対する支援を目的とした、教育活動や体験活動を通じて、居場所となる活動を日中の時間帯（市立学校の授業時間に準ずる時間帯）に行っていること。
- (2) 受け入れている不登校児童生徒の状況や指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との連携・協力関係が保たれていること。
- (3) 活動日数が、年間を通じて概ね100日以上であること。
- (4) フリースクール等の開設及び運営に関して、本市が実施している第1条の目的に沿った他の事業の受託をしていないこと。また、本市から負担金、この要綱に基づく補助金以外の補助金又は交付金を受けていないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費 フリースクール等の運営のために当該補助対象期間中に直接的に支出する職員人件費、教材購入費、印刷製本費、消耗品費、光熱水費、通信費、体験活動費、広報費及び賃借料（児童生徒が使用する建物に係るものに限る）

（補助対象期間）

第6条 補助対象期間は、当該年度の4月1日から3月末日までとし、補助対象期間内の事業に要した補助対象経費を補助対象とする。

（補助金の額）

第7条 池田市子どもの多様な居場所づくり補助金（以下「補助金」という。）の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額とし、1施設につき50万円を限度とする。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとするものは、池田市教育委員会が別に指定する期日までに、池田市子どもの多様な居場所づくり補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、池田市教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第9号）
  - (2) 誓約書（様式第10号）
  - (3) 収支予算書（様式第11号）
  - (4) 団体構成員の名簿
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、池田市教育委員会が必要と認める書類
- （交付の決定）

第9条 池田市教育委員会は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、池田市子どもの多様な居場所づくり補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の不交付を決定したときは池田市子どもの多様な居場所づくり補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請したものに通知するものとする。

2 池田市教育委員会は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第10条 前条の規定により、補助金の交付の決定の通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、この要綱による補助金の交付目的に鑑み、不登校児童生徒へのサポートに努めなければならない。

2 補助事業者は、フリースクール等の運営に際し、本要綱の順守及び関係法令の規定を順守しなければならない。

(事業内容の変更)

第11条 補助事業者は、第9条の規定により、補助の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、池田市子どもの多様な居場所づくり補助金変更承認申請書（様式第4号その1）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、池田市子どもの多様な居場所づくり補助金中止・廃止承認申請書（様式第4号その2）を池田市教育委員会に提出し、その承認を得なければならない。

2 池田市教育委員会は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の内容の変更を承認したときは、池田市子どもの多様な居場所づくり補助金変更承認通知書（様式第5号その1）により、補助事業の中止、廃止を承認したときは、池田市子どもの多様な居場所づくり補助金中止・廃止承認通知書（様式第5号その2）により、補助事業の内容の変更・中止・廃止を承認しないときは池田市子どもの多様な居場所づくり補助金変更・中止・廃止不承認通知書（様式第5号その3）により、当該補助事業者に対して通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業完了の日から起算して10日以内又は当該年度の末日から起算して10日以内のいずれか早い日までに池田市子どもの多様な居場所づくり補助金実績報告書（様式第6号）により、次の各号に掲げる書類等を添えて池田市教育委員会に報告しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第12号）

(2) 収支決算書（様式第13号）

(3) 領収書の写し

(4) 補助事業の実績を示す書類（活動がわかる冊子、写真等）

(5) 前各号に掲げるもののほか、池田市教育委員会が必要と認める書類（補助金額の確定）

第13条 池田市教育委員会は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、池田市子どもの多様な居場所づくり補助金交付確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知する。

(交付決定の取り消し)

第14条 池田市教育委員会は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令の規定に基づく池田市教育委員会の処分又は命令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消

すことができる。

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の請求)

- 第15条 第13条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、確定通知を受けた日から起算して10日以内に池田市子どもの多様な居場所づくり補助金交付請求書(様式第8号)により、補助金の請求を行うものとする。

(補助金の返還)

- 第16条 池田市教育委員会は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 池田市教育委員会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の整備)

- 第17条 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした帳簿及び関係書類等を補助事業の完了の日の属する当該年度の翌年から起算して5年間保存しなければならない。

(報告及び調査)

- 第18条 池田市教育委員会は、この補助金に関して必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。

- 2 前項において、池田市教育委員会が補助金に関して報告を求めた場合又は関係職員による調査を求めた場合は、補助事業者はこれに応ずること。

(情報の開示)

- 第19条 池田市教育委員会は、補助事業者の名称、補助金の額、補助事業の活動の内容をインターネットの利用、その他適当と認める方法により公表するものとする。

## 附 則

この要綱は、令和7年8月1日から実施する。